

厚木市熱中症特別警戒情報発表時の対応指針

この指針は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第19条により熱中症特別警戒情報が発表された際の市の対応について示したものである。

1 趣 旨

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれのある熱中症特別警戒情報発表時において、市がとるべき適切な対応について定める。

2 周 知

熱中症特別警戒情報の発表について、前日に神奈川県からの連絡を受けた後、次の方法により市民に周知する。

- (1) 防災行政無線による放送
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) LINEによる発信
- (4) デジタルサイネージでの放映
- (5) 庁内放送（平日のみ）

3 事業の中止

市の主催又は共催事業であって、次のいずれにも該当するものは中止とする。

なお、次に該当しないものであっても、適切な熱中症対策を取ることができないと判断した場合は市の主催又は共催事業を中止する。

- (1) おおむね10時から17時までの間に開催するもの
- (2) 屋外で開催するもの又は屋内において運動を伴うもの

4 指定暑熱避難施設

市長は、法第21条に基づき別表のとおり指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を指定し、熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放する。

- (1) クーリングシェルターは、施設の通常の開館日及び時間に加え、休館日も開放する。
- (2) クーリングシェルターに貸館の予約がある場合に、市長はその使用許可を取り消す。
- (3) クーリングシェルターでは、適切な冷房運転を行い、受入可能人数が同時に適切に滞在できる空間を提供する。

5 公の施設の使用中止

公の施設のうち、次に掲げるもののうち屋外の施設又は屋内の運動施設（プールを除く。）の使用許可については、市長等はその使用許可を取り消す。

ただし、令和6年度に限っては、施設使用者が自らの責任において十分な熱中症対策を取ることができると判断した場合は、市長等はその使用許可を取り消さないことができる。

- (1) 厚木市都市公園条例（昭和50年厚木市条例第24号）による使用許可
- (2) 厚木市立学校施設使用条例（昭和53年厚木市条例第21号）による使用許可
- (3) 厚木市営体育施設条例（昭和59年厚木市条例第27号）による使用許可

6 その他

この指針に定めるもののほか、熱中症特別警戒情報発表時の対応について必要な事項は、市長が厚木市市民安全対策本部に諮って定める。

附 則

この指針は、令和6年5月30日から適用する。

別表

施設名称	場所	開放可能日等	受入可能人数	電話番号
厚木北公民館	元町9-4	午前9時から午後10時まで	-	223-3147
厚木南公民館	旭町2-4-18		210人	228-0582
依知北公民館	上依知1313-1		156人	225-2563
依知南公民館	下依知3-1-7		240人	245-0436
睦合北公民館	三田2735-1		160人	241-1310
睦合南公民館	妻田北1-18-33		200人	223-3774
睦合西公民館	及川667		205人	243-5355
荻野公民館	中荻野594-1		210人	241-1030
上荻野分館	上荻野1925-1		120人	242-5330
小鮎公民館	飯山南1-46-5		160人	241-1265
玉川公民館	七沢175-6		175人	248-0006
南毛利公民館	温水西1-17-1		240人	248-4309
相川公民館	下津古久703-2		145人	228-3246
緑ヶ丘公民館	緑ヶ丘2-2-1		230人	221-7556
愛甲公民館	愛甲西1-17-1		222人	247-1434
森の里公民館	森の里1-31-1		144人	250-5262
あつぎ市民交流プラザ	厚木市中町2-12-15(アミューあつぎ5~7階)		1,171人	225-2510
保健福祉センター	厚木市中町1-4-1	平日 午前8時20分から午後9時30分まで 土曜日、日曜日及び祝日 午前8時45分から午後9時30分まで	460人	225-2525